

鳥取県告示第 964 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字別宮字家ノ上エ27、字堂坂平ラ29、字堂久32、33、34の3、35から37まで、字前井滝平ル林137、字滝根1086、字岩ヶ市1093、1094、1096の1、字横田平ラ1099、字大滝1117から1120まで、大字古長字深谷東平397の1から397の3まで、字繁京429の2、字西平ル林441、字川ノ上504の1、504の2、字オガモ谷533

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）